



「開かれた里山」整備・利用 安全管理マニュアル

長野県林務部
令和6年3月

県内の里山整備利用地域では、里山の整備及び多面的な利用を促進するため、地域住民等による自発的な活動が行われていますが、より多くの県民等が広く里山に親しめる地域となるよう、レクリエーションや健康づくり、観光拠点などにも活用される「開かれた里山[※]」として整備・利用を進める必要があります。

※ 「開かれた里山」とは、地域の里山の特徴を活かした自立的な活動を行い、より多くの県民や県外から長野県を訪れる方が広く親しめる、レクリエーションや健康づくり、観光拠点などにも活用される身近な里山です。

今後、地域の里山を「開かれた里山」として整備し、多くの県民や県外から長野県を訪れる方に安全に利用していただくためには、森林内での作業や活動という特性を考慮した上で配慮すべき安全管理等の留意事項があります。本マニュアルは、主として今後「開かれた里山」に取り組む里山整備利用地域の関係者向けに、準備段階から県民等が実際に利用する段階に至る中での事故等のリスクを最小限に抑えるために必要となる安全管理の留意点等をまとめた資料です。

安全管理用のチェックシートも付属しておりますので、地域における確認作業等においてご利用ください。

目次

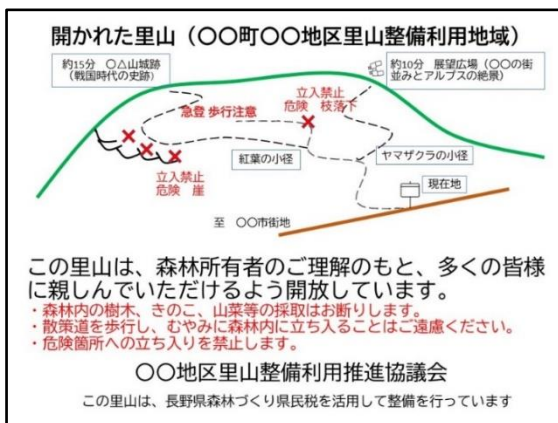
1. 「開かれた里山」における日常の安全管理事項.....	2
2. 公園等の管理責任が問われた判例.....	2
3. 事故の事例.....	3
「開かれた里山」における日常の安全管理チェックシート	4
4. イベント、体験学習など活動中の安全管理	5
イベント、体験学習など活動中の安全管理チェックシート	6

1. 「開かれた里山」における日常の安全管理事項

「開かれた里山」では、多くの県民や県外から長野県を訪れる方が広く地域の里山を利用することが想定されます。日ごろ地域の里山を利用していない方が、イベント等の機会を通じて里山を利用することになりますので、里山等の管理者は十分な安全管理体制を構築するとともに、必要な安全対策を講じることが必要です。

(1) 危険箇所の把握と対策

- ◆ 管理者は、里山林内を定期的に巡視・点検し、倒木・枯枝、危険箇所（転倒・滑落・落石・道迷いが起こりやすい場所）、危険生物の有無などについて常に把握する必要があります。
- ◆ また、危険の恐れがあるときはその対策として、危険木の除去、危険箇所への標識設置や立入禁止テープなどによる明示等を適切に実施するとともに、危険箇所の有無や対応策（ヘルメット等安全装備の装着等）について入林者に事前に注意を促すことが重要です。



標 識 例



危険箇所の立入禁止テープの例

(2) 入林管理

- ◆ 里山が常時開放されている場合で、管理者の不在時に不特定多数の住民等が入林することにより事故等の発生が懸念される場合には、入林届や入林ゲートなどで管理者が入林者を把握し、入林者に危険箇所等を事前に周知することや必要に応じて入林時に管理者等が同行するなどの入林管理の仕組みの構築をご検討ください。また、事故等に備えた保険等の加入についてもご検討ください。なお、必要な保障を備えた保険等については、保険会社や保険代理店等にご相談ください。

2. 公園等の管理責任が問われた判例

公園等の管理責任が問題となった事故の判例を掲載します。事前の安全管理対策の徹底が事故防止に重要となりますので、対策の参考にしてください。

《事故判例1》判例タイムズ1214号 175頁、判例タイムズ1246号 122頁を抜粋引用

平成15年8月4日、青森県の十和田八幡平(たい)国立公園の特別保護地区内に属する通称「奥入瀬(おいらせ)溪流(けいりゅう)石ヶ戸(いしげと)」の遊歩道付近において、原告(女性)が昼食を取ろうとして立っていたところ、地上約10メートルの高さから、長さ約7メートル、直径約20センチメートルの大きさのブナの枯れ枝が落下し、原告に直撃し、原告が胸椎脱臼骨折等の傷害を受け、両下肢の機能を全廃する後遺障害を負った事故につき、国と青森県に約1億8974万円の賠償責任が認められた。

解説

遊歩道付近で昼食をとろうと立っていた女性に頭上からブナの木の枯れ枝が落下した事故です。イベント活動等立寄りが見込まれる場所について、危険性(枝の落下等)を確認し対策を講ずることが重要です。

《事故判例2》判例タイムズ1104号 172頁を引用

平成8年7月28日、福岡県の矢部村(現在は八女(やめ)市矢部村)が設置して財団法人Bが管理する溪流公園において遊び場として予定されていなかった崖下の溪流で遊んでいた23歳の男性(警察官)に崖上から大きな枯れ木が落下して頭蓋骨高度粉碎骨折等により死亡した事案につき、公園の設置者である矢部村及び管理者である財団法人Bの賠償責任(約1200万円)が認められたが、被害者の過失を8割と認定した。

解説

公園想定区域から外れた崖下での枯れ枝の落下事故です。入林等で歩道や広場など整備林地を外れると、落石、落枝、滑落、危険生物等の危険性が大きくなることを管理者が認識し、危険箇所への標識等の設置、入林者への危険性の周知等の対策を講ずることが重要です。

Q. 免責同意書は法的に有効ですか

A. イベントの参加者募集を行う際に「当団体では、事故が起きた場合の責任は一切負いません。」と記載した書面を提示して同意する旨の署名をさせるケースが見られますが、このような、いわゆる「免責同意書」については、過去の判例においてすべて無効とされています。

「免責同意書」のように、人の生命に関わる権利をあらかじめ放棄させるような契約は、公序良俗に違反し無効であるというのが確定した判例法理とされています。

(資料) 子どもたちと森のステキな出会いのために「森林体験学習活動を安全に行うためのQ&A」 公益社団法人国土緑化推進機構

3. 事故の事例

林内での事故が多く、特に伐採作業は重大な事故につながる可能性が高いので、注意する必要があります。

森林体験学習活動における事故の事例

区分	原因	参加者 (人)	スタッフ (人)	事故 件数計
体験活動中の事故	転倒・転落	7	4	11
	刃物等手道具	25	13	38
	チェーンソー	2	3	5
	伐倒木・丸太	5	4	9
	枝、切り株など	10	6	16
	小計	49	30	79
危険な生物による事故	スズメバチ、アシナガバチなど	19	15	34
	ウルシ	4	0	4
	小計	23	15	38
移動中の事故	捻挫	13	2	15
	転倒、転落、滑落	13	2	15
	道迷い	1	0	1
	小計	27	4	31
疾病等	腰痛、めまい、熱中症	2	4	6
事故件数総計		101	53	154

(資料) 子どもたちと森のステキな出会いのために「森林体験学習活動を安全に行うためのQ&A」 公益社団法人国土緑化推進機構

《事故事例》日本森林学会誌95巻5号 275頁～279頁から抜粋引用

岐阜県大垣市において林業体験に参加していた小学1年生の女児が、頭部にスギの落枝(長さ3.5m、重さ5.4kg)の直撃を受け死亡した。事故原因となった落枝は、こぶ病に罹患した生枝で、最大瞬間風速約10m/sの強風下、スギ大径木の地上高23mの位置で折損したものであった。

解説

林業体験に参加していた女児に頭上からスギの落枝があり直撃を受けた事故です。
イベント活動等立寄りが見込まれる場所について、危険性(枝の落下等)を確認し対策を講ずることが重要です。

「開かれた里山」における日常の安全管理チェックシート

- ・「開かれた里山」における日常の安全管理チェックシートは、里山等の管理者が里山林内を定期的に巡視する際に、点検すべき事項を定めたものです。
- ・点検に当たっては、里山の状況や想定する活動等に応じて本チェックシートの点検事項を適宜加除選択し、適切な点検事項を設定してください。
- ・チェックする際は、担当者が左側、責任者が右側にチェックしてください。該当がない項目は「-」と記載してください。

担当者名	責任者名

担当者	責任者	項目
		倒木、枯れ枝、落枝などの危険性を確認し、対策を講じている (対策例：危険木の除去、標識の設置、立入禁止柵・テープによる明示 等)
		落石、崩落などの危険性を確認し、対策を講じている (対策例：標識の設置、立入禁止柵・テープによる明示 等)
		迷いやすい道や分岐箇所などを確認し、対策を講じている (対策例：標識の設置 等)
		ハチ、マムシ、クマなどの危険な生物の有無を確認し、対策を講じている (対策例：標識の設置、立入禁止柵・テープによる明示 等)
		ウルシや毒キノコなどの毒性の強い植物等の有無を確認し、対策を講じている (対策例：標識の設置、立入禁止柵・テープによる明示 等)
		野生動物捕獲のための罠や電気柵の有無を確認し、対策を講じている (対策例：標識の設置 等)
		携帯電話や無線について電波の状態を確認している
		救急病院、診療所などの医療施設を確認している
		日常点検の実施計画(担当者、実施間隔 等)を定めている
		日常点検の実施方法(項目、確認方法、判断基準 等)を定めている
		【日常点検時】設置した柵、テープ等に破損が無いか、確認している
		【日常点検時】設置した標識等の記載が正しく表示されている



危険な倒木の例



危険な生物（ハチ）の例

4. イベント、体験学習など活動中の安全管理

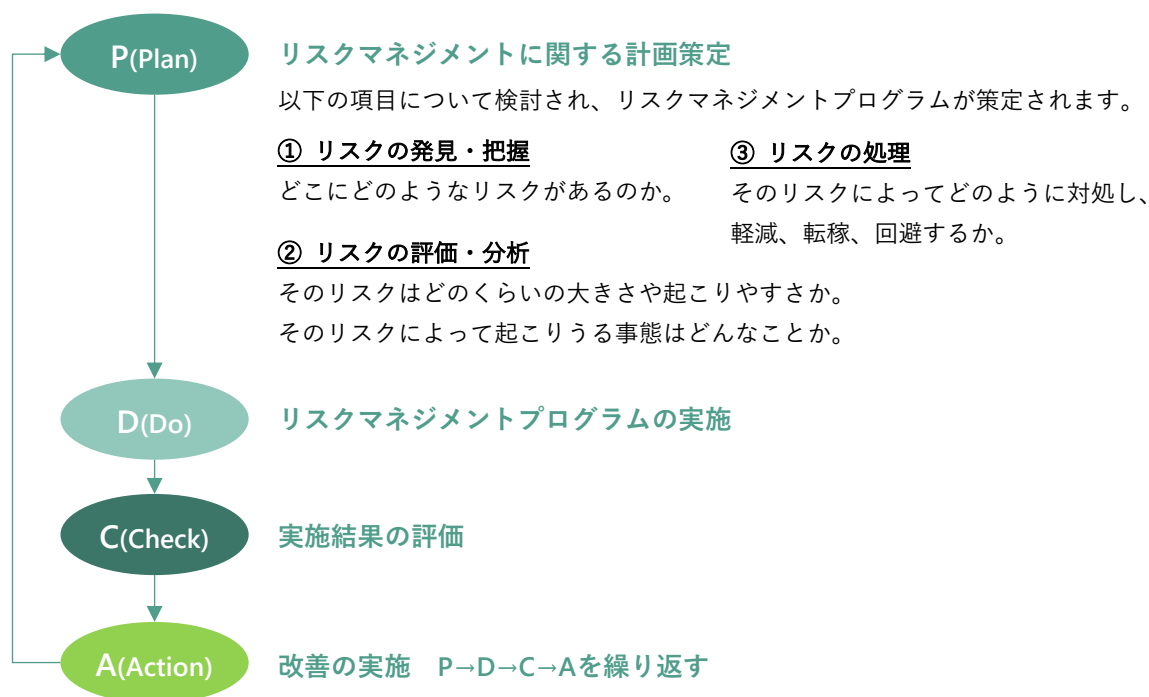
(1) 安全管理の基本的事項

イベント、体験学習などの活動にあたっての安全管理の基本的な事項です。活動にあたって、事前に確認・検討する必要があります。

- ✓ 活動に即した安全管理マニュアルが作成されていること
- ✓ すべてのスタッフに安全管理の理解・認識があり、事故の場合の行動ができること
(救急救命講習、リスクマネジメント等の研修)
- ✓ 傷害保険・賠償責任保険に加入し、補償内容を理解していること
- ✓ 活動現場でのリスクの洗い出しとその対策を講じること (リスクマネジメント)
- ✓ 安全管理の担当者及び責任者を置くこと

(2) リスクマネジメントシステムの活用

リスクマネジメントシステムは、里山活動でのリスクを発見し対処するために構築された仕組みのことです。安全管理・対策を行う上で効果的な手法とされています。



(3) 事故発生時の対策

i. 負傷者の応急対応を迅速・適切に行うことができること

- ✓ 救急用品の携帯
- ✓ スタッフの事故対応訓練 (熱中症、負傷などの応急措置)
- ✓ 事故発生時の役割分担の事前確認

ii. 救急搬送、救助の依頼連絡

- ✓ 救急搬送・救助依頼、
警察への連絡 (携帯電話や無線機などの確保) 方法の確認
- ✓ 林内から医療機関へ搬送する体制づくり



救急用品の例

イベント、体験学習など活動中の安全管理チェックシート

- ・ イベント、体験学習など活動中の安全管理チェックシートは、活動の主催者や指導者が、里山活動やイベントにおいて想定される安全管理事項について、事前に点検すべき事項を定めたものです。
- ・ 点検に当たっては、実際の活動内容等に応じて本チェックシートの点検事項を適宜加除選択し、適切な点検事項を設定してください。
- ・ チェックする際は、担当者が左側、責任者が右側にチェックしてください。該当がない項目は「-」と記載してください。

担当者名	責任者名

1 実施の準備

担当者	責任者	項目
		活動前のスタッフミーティングを行っている
		現場の状況をスタッフ全員で共有している
		天候による実施可否の判断と連絡体制を整えている
		荒天時の代替プログラムの実施体制を確認している
		器具を使用する場合、器具の作動状況を点検している
		救急用品の内容を点検（使用期限のチェックを含む）している
		救命、救助のための支援体制を整えている
		スタッフ及び参加者が傷害保険や賠償責任保険に加入している

2 実施当日の運営

担当者	責任者	（開始時）
		参加者名簿に基づき、参加者を確認している
		遅刻者に対する対応策がとれている（対応例：遅刻者に対応するスタッフを配置している等）
		参加者にスタッフの紹介を行っている
		プログラムの日程や注意点を参加者に説明している
		参加者の健康状態を確認している
		活動エリア内の危険箇所、危険生物への対処方法を説明している
		（実施中）
		統括責任者は、グループ全体を常に把握している
		道具の使い方を適切に指導している
		危険な場所にはスタッフを配置している
		常に天候の変化などを確認しながら実施している
		参加者に適切な休憩を誘導している
		活動中の指示・連絡方法についてスタッフ間で確認している
		（終了時）
		活動終了の合図と参加者の状況を確認している
		備品、貸出品の返却について確認している
		協力者や関係者に活動終了の報告をしている

3 服装と保護具

担当者	責任者	項目
		服装は、長袖、長ズボンとし、安全な作業に適した履物を着用している
		ヘルメット、手袋を着用している
		作業に必要な保護具を着用（チャップス、ゴーグル）している

4 作業中の注意

担当者	責任者	項目
		強風、大雨、雷など天気が荒れているときは作業を止めていますか
		上下作業、近接作業とならない配置を指導している
		隣の人との間隔を道具が干渉しない距離の 2 倍以上とるよう指導している
		危険を知らせるため、笛など合図の方法を確認している
		危険物（浮き石、落下のおそれがある枯れ枝、蜂の巣など）を発見した場合、速やかに参加者へ周知させる
		作業をしている人に近寄る場合は、必ず声をかけてから近づく
		休息をこまめにとり、水分や塩分を補給する
		身の丈以上で作業する場合は、安全帯を使っている
		樹上で作業している場合、木の周りには人が立ち入らない
		伐採作業は、つる、枯木、欠頂木、著しい偏心木などの危険な樹木を避ける
		伐採作業は、樹高の 2 倍の範囲に人がいない
		伐採作業や掛り木処理は、必ず指導者の元で行う
		伐倒作業を開始したことを笛などで周囲の人に知らせる

5 事故防止と応急措置

担当者	責任者	項目
		緊急時に備えて被災者を早急に救護できるように連絡先、手順などを把握している
		被災者への適切な措置（止血、人工呼吸、心臓マッサージなど）の体制が整っている
		救急用品の内容を点検し、使用期限のチェックをしている
		救命、救助のための装備を点検している（例：救急箱、救護テント、担架、無線機などの連絡機器）

6 事故発生時の対応方法

担当者	責任者	項目
		事故の発生を統括責任者に早急に連絡する
		ケガの状態を確かめ、応急手当をする
		他の参加者を安全な場所に誘導する
		救助者の安全を確保したうえで、被災者を救助する
		被災者の家族に事故発生情報を速やかに連絡する
		事故の状況により関係機関に連絡し救助の依頼をする
		事故現場を写真等により記録する



「開かれた里山」整備・利用 安全管理マニュアル

令和5年度「開かれた里山」の整備・利用推進事業

委託者：長野県（担当：林務部 信州の木活用課 林業経営支援係）

所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2

電話：026-235-7267（直通）

メール：ringyo@pref.nagano.lg.jp

受託者：一般社団法人長野県林業普及協会

（本資料は、令和5年度「開かれた里山」の整備・利用推進事業により作成したものです。）